

○氷見市子ども医療費の助成に関する条例

昭和48年6月27日

条例第18号

改正 昭和59年9月29日条例第28号

平成6年3月22日条例第8号

平成6年9月22日条例第32号

平成7年3月22日条例第11号

平成8年3月22日条例第8号

平成9年3月21日条例第7号

平成10年3月18日条例第6号

平成10年9月3日条例第18号

平成12年3月23日条例第18号

平成12年12月22日条例第45号

平成13年3月19日条例第12号

平成14年12月20日条例第28号

平成17年3月18日条例第14号

(題名改称)

平成19年3月20日条例第7号

平成20年3月18日条例第12号

平成23年3月25日条例第7号

平成24年3月26日条例第8号

平成24年9月20日条例第26号

平成25年6月21日条例第29号

平成28年9月21日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳児」とは、1歳に達する日の属する月の末日を経過していない者をいう。

2 この条例において「幼児」とは、1歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 この条例において「児童」とは、小学校就学の始期から、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

4 この条例において「子ども」とは、乳児、幼児及び児童をいう。

5 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、氷見市の区域内に住所を有する子どもを現に監護するものをいう。

6 この条例において「養育者」とは、保護者のうち次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 子どもと生計を同じくする父又は母。この場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者

7 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

(3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

(5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

(6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

8 この条例において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局その他規則で定める者をいう。

(助成対象)

第3条 市長は、氷見市の区域内に住所を有する子どもが医療(医療保険各法の規定による医療に関する給付の対象となるものに限る。以下同じ。)を受ける場合、その保護者に対し、当該医療に係る医療費の一部を助成するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 子どもが生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。
- (2) 子どもが氷見市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和55年氷見市条例第22号)の規定による助成を受けることができる者(乳児を除く。)であるとき。
- (3) 子どもが氷見市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例(昭和58年氷見市条例第1号)の規定による助成を受けることができる者であるとき。

(受給資格の登録等)

第4条 子どもに係る医療費の助成を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の登録を行ったときは、その登録を受けた者に対し、その旨を証する証票(次項において「受給資格証」という。)を交付するものとする。
- 3 前項の規定により受給資格証の交付を受けた者は、富山県内の保険医療機関等において当該乳児について医療を受けようとするとき、又は氷見市内の保険医療機関等若しくは氷見市外の保険医療機関等のうち市長の定めるもの(第6条第2項において「現物給付対象保険医療機関等」という。)において当該幼児若しくは児童について医療(病院又は診療所への入院(同項及び同条第3項において「入院」という。)に係るものを除く。)を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 市長は、この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)が当該子どもに係る医療保険各法の規定による医療に関する給付等(療養の給付その他規則で定める支給に限る。)を受けたときは、当該医療に要する費用の額から次に掲げる額を控除した額を助成するものとする。

- (1) 医療保険各法の規定により保険者、日本私立学校振興・共済事業団又は共済組合が負担する額
- (2) 前号に掲げる保険者、日本私立学校振興・共済事業団又は共済組合が保険給付に併せてこれに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額

(助成の方法)

第6条 乳児に係る医療費の助成は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、富山県外の保険医療機関等で医療を受けた場合、医療保険各法の規定による療養費又は家族療養費の支給を受けた場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、受給資格者に支払うものとする。

- 2 幼児又は児童に係る医療費の助成(入院に係るものを除く。)は、助成する額を保険医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、現物給付対象保険医療機関等以外の保険医療機関等で医療を受けた場合、医療保険各法の規定による療養費又は家族療養費の支給を受けた場合その他市長が特に必要があると認めた場合は、受給資格者に支払うものとする。
- 3 幼児又は児童に係る医療費の助成(入院に係るものに限る。)は、助成する額を受給資格者に支払うことによつて行うものとする。

(届出の義務)

第7条 第4条第1項の規定により受給資格の登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格を喪失した場合
- (2) 住所、氏名その他規則で定める事項を変更した場合

2 医療を受ける事由が第三者の行為によつて生じたときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第8条 市長は、医療を受ける事由が第三者の行為によつて生じた場合において、受給資格者又は当該子どもが第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において医療費の助成を行わず、又は既に行つた助成の額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

氷見市子ども医療費の助成に関する条例

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 保護者は、この条例に基づく医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月条例第28号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月条例第8号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年9月条例第32号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成7年3月条例第11号)

この条例は、平成7年6月1日から施行する。

附 則(平成8年3月条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月条例第7号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年9月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の登録を受けている者は、この条例による改正後の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の登録を受けた者とみなす。

3 前項の規定により新条例第4条第1項の登録を受けた者とみなされた者に対して旧条例第4条第2項の規定により交付されている証票は、当該乳児の1歳に達する日の属する月の末日までの間は、新条例第4条第2項の規定により交付された証票とみなす。

4 新条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の登録を受けている者は、この条例による改正後の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の登録を受けた者とみなす。

3 新条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月条例第45号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年3月条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の登録を受けている者は、この条例による改正後の氷見市乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項の登録を受けた者とみなす。

3 新条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費について適用し、同日

氷見市子ども医療費の助成に関する条例

前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月条例第14号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 市長は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の氷見市乳児、幼児及び児童の医療費の助成に関する条例第3条第2号に掲げる事由の確認等に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成23年3月条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月条例第26号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年6月条例第29号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成28年9月条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。